

○物品の製造、買入れ、修繕、売払い等又は役務の調達に係る競争入札に参加することができる資格等

平成4年3月23日

告示第29号

改正 平成5年12月17日告示第131号

平成11年11月16日告示第146号

平成12年7月3日告示第98号

平成14年1月31日告示第12号

(題名改称)

平成15年3月26日告示第47号

平成17年2月28日告示第23号

平成17年3月28日告示第47号

平成18年2月1日告示第9号

平成20年3月31日告示第59号

平成21年3月30日告示第47号

平成26年1月31日告示第14号

平成29年3月31日告示第39号

令和3年3月23日告示第31号

令和4年11月24日告示第165号

令和5年3月13日告示第20号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する物品の製造、買入れ、修繕、売払い等又は役務の調達（以下「物品の買入れ等」という。）に係る競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格審査申請書等の提出時期、方法その他必要な事項を次のとおり定める。

(競争入札参加資格)

1 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 営業に関し法律上必要とする登録等を有する者

(2) 競争入札に参加しようとする物品の買入れ等と同一種類の物品の買入れ等を競争入札に参加しようとする年度開始日の属する年の1月1日時点において、引き続き2年以上営んでいる者又は引き続き2年以上営むことが見込まれる者

(3) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。）が富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者に該当しない者

（全部改正〔平成21年告示47号〕、一部改正〔平成26年告示14号〕）

（競争入札参加資格の認定）

2 競争入札参加資格の認定は、次に掲げる業種ごとに行うものとする。

- (1) 印刷製本
- (2) 事務用品
- (3) 教育用品
- (4) 日用品
- (5) 繊維製品
- (6) 電機製品
- (7) 屋内製品
- (8) 理工機材
- (9) 広告・標識
- (10) 消防・防災用品
- (11) 医療・衛生・薬品
- (12) 輸送機器
- (13) 機械器具
- (14) 燃料・油
- (15) 一般資材
- (16) 水道用資材
- (17) リース・レンタル
- (18) 物品その他
- (19) 作成等
- (20) 保守等
- (21) 清掃等
- (22) 給食用食材

（一部改正〔平成14年告示12号・令和4年165号〕）

(申請書等の提出)

3 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（物品の買入れ等）（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 誓約書（第1号様式の2）
- (2) 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類（法人）
- (3) 商業登記簿の登記事項証明書（法人）
- (4) 代表者の身分証明書（個人）
- (5) 納税証明書等
- (6) その他市長が指定する書類

（全部改正〔平成14年告示12号〕、一部改正〔平成17年告示23号・26年14号〕）

(提出時期等)

4 申請書の提出時期等は、次に掲げるところによる。

- (1) 提出時期 原則として西暦奇数年の11月1日から12月28日までとする。ただし、随時追加提出することができる。
- (2) 提出場所 富士市役所財政部契約検査課（富士市永田町1丁目100番地）
- (3) 提出部数及び方法 1部を持参又は郵便の方法により提出すること。

（追加〔平成14年告示12号〕、一部改正〔平成15年告示47号・18年9号・20年59号・29年39号〕）

(定期の審査等)

5 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、申請書が追加提出された場合は、随時の審査を行うことができるものとする。

（一部改正〔平成12年告示98号・14年12号・15年47号〕）

(資格の認定の取消し)

6 市長は、競争入札参加資格の認定を受けた者が、次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該資格の認定を受けた者にその旨を通知する。

ア 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当することとなった者

イ 1の競争入札参加資格を有しなくなった者

（追加〔平成21年告示47号〕、一部改正〔平成26年告示14号〕）

(資格の有効期間)

- 7 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の決定の日の翌日から次の定期の審査に基づく当該資格の決定の日までとする。

(一部改正〔平成14年告示12号・21年47号〕)

(廃止及び休止の届出)

- 8 競争入札参加資格の認定を受けた者が、営業を廃止し、又は休止したときは、直ちにその旨を書面で届け出るものとする。

(一部改正〔平成14年告示12号・21年47号〕)

(変更の届出)

- 9 競争入札参加資格の認定を受けた者が、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届（物品の買入れ等）（第2号様式）に当該変更を証する書面を添えて提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（所在地）及び電話番号
- (3) 代表者又は受任者
- (4) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (5) 使用印鑑
- (6) その他市長が必要と認める事項

(全部改正〔平成5年告示131号〕、一部改正〔平成14年告示12号・21年47号〕)

附 則

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この告示の際、現に提出されている入札参加申請書は、この告示の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則（平成5年12月17日告示第131号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の際、現に提出されている競争入札参加資格申請書は、改正後の告示の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則（平成11年11月16日告示第146号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成12年7月3日告示第98号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年1月31日告示第12号）

この告示は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日告示第47号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日告示第23号）

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第47号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第59号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第47号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月31日告示第14号）

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月24日告示第165号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月13日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行する。